

第 8 回「知的財産による競争力強化専門調査会」
「政策レビュー及び第三期基本方針のあり方について」へのコメント

パナソニック株式会社
中村 恭世

標記の会議に欠席いたしますので、書面にて下記コメントをさせていただきます。

(1) 知的財産の適切な保護

① 国際知財システムの構築に向けた取組の強化

ビジネス活動のグローバル化に伴い、益々、海外における知財力強化が重要となる中、企業ニーズとしては、①パテントコスト削減、②審査の質向上、③国際的にタイムリーな権利付与が早急に解決すべき課題であるが、国際的制度調和が不可欠であり、その推進において日本が更にリーダーシップを発揮すべきである。具体的には、

i) 日米欧三極における制度調和の推進

実体特許法条約 (SPLT) の交渉が難航する中、着実に調和の成果を上げるためには、まず第一に、日本特許庁が欧米との三極連携により、当面の企業におけるパテントコスト削減及び恒久的なインフラとして調和が必須である「方式面の調和」を先行してすすめるべきと考える。とりわけ、日本特許庁は、世界の中でも実績を築いてきた電子出願および、電子情報の活用インフラをグローバルにリーダーシップをとって普及を促進する面で、国際的に貢献でき、又、すべきである。

方式面の調和を三極で完遂することにより、次ステップとして、2005 年に発効したが批准に至っていない特許法条約 (P L T) の三極同時批准を日本が働きかけるべきと考える。

- ・制度調和の進め方としては、既にグローバルに利用がすすんでいる方式統一条約である P C T 制度を基軸とするのが妥当と考えるが、具体的には、出願様式の統一（昨年、三極で合意した様式の即時導入：PCT 様式準拠）、電子出願インフラの導入（国際・国内段階をシームレスに繋ぐ電子インフラの構築：WIPO と連携）、出願の単一性の基準の調和（P C T と整合した基準を国内法に導入：米国への法改正・運用是正を要請）、サーチの調和（サーチ結果の様式統一と P C T における国際調査の質向上）などの具体的課題の解決に取り組むべきである。
- ・ワークシェアリングに関しては、ネットワーク拡大（日本特許庁がすすめる審査ハイウェイの EPO への早期展開による三極での審査結果の活用体制の確立）並びに実体議論の促進（審査ハイウェイの結果分析を踏まえた、サーチ手法・DB の共通化、サーチシステムの共用化、特許性判断の共通化を検討）による、審査基準の調和、審査の質向上を促進が重要と考える。

ii) 三極以外の制度調和促進

日米欧中韓の5極特許庁による制度調和議論（IP5）において、中韓と連携の上アジア（日中韓）に共通する課題を取り纏め、既存の日米欧の三極における調和施策に反映させることにより、改善が加速されることを期待する。具体的には、中韓特許庁の検討課題である非欧米言語に共通の翻訳の問題（情報活用、機械翻訳などのインフラ開発）、審査官同士のコミュニケーション（教育含む）については、日本の検討課題を含め、3国がより連携して検討すべきと考える。

iii) BRIC's、VISTA など今後海外事業展開が予測される国への展開

上述の制度調和を柱とし展開することにより日本企業が海外事業展開を目論んでいるにもかかわらず、欧米企業に比べ出願が出遅れている諸国への出願を加速する施策により力を入れるべきであると考ええる。

② 知的財産の権利付与の迅速化

- ・ 企業としては、事業活用時にタイムリーな権利の付与が行われることが理想であるが、審査の品質向上が同時に実現できることが前提。また、一律にスピードを求めるものではなく、事業開始が早いものは早期審査で即座に権利化、事業展開が未確定なものは余裕のある判断期間を受容可能なしくみが求められている。
- ・ 今回の政策目標として、日本における審査待ち期間を11ヶ月に短縮するとの長期目標があげられているが、事業がグローバル化する経営環境の中においては、日本のみならず諸外国における権利付与の迅速化も重要である。
- ・ かかる海外出願における迅速化実現の為には、他国の特許庁との審査情報の共有化が必須であり、先行技術情報については、少なくとも三極間では、第1庁のサーチ結果が第2庁にも、そのまま活用される審査の運用構築を目指すべき（現在、早期審査に有効なため、出願人が申請している審査ハイウェイの運用を、特許庁間で全ての出願に展開できるように日米欧で検討をすすめることが審査の迅速化には有効。他国審査情報の提供を出願人に依存する制度（IDS制度も含む）は将来的には見直すべき）と考える。又、PCTにおける国際調査の活用も同時にすすめることにより、国内段階で同じサーチを重複して行う労力を削減し、審査の迅速化を図ることが可能となる。
- ・ 上記の前提には、審査の質向上が必要であるが、優先順位としては、グローバルな審査情報の活用の観点から、①PCTの国際調査・国際予備審査、②外国出願の基礎となる日本出願（必要であれば他国も）の審査の質向上を優先的にすすめるべきであると考ええる。
- ・ インフラ運用面としては、前述したサーチ結果の様式統一が、審査結果の活用を円滑にすすめる上で役立つと期待される。

③ 知的財産の安定性・予見性の向上

- ・ 企業ニーズとして、裁判所と特許庁における権利の有効性の判断基準の整合性は必須の課題である。知的財産の安定性・予見性の向上を図る上で、最初に取り組むべき事項は、特許庁で登録になった権利が裁判所で安易に無効にされないしくみを構築することが前提。特許異議申立制度の復活などは権利の安定性の向上に有効であると考ええる。
- ・ 裁判所で無効になったケースの分析、特許庁へのフィードバックを確実にし、法解釈の問題であれば審査基準の改定、調査の質の問題であればサーチ手法の改善などの具体策を速やかに導入できる運用を構築すべきである。特に裁判所と特許庁との間で進歩性の判断基準に相違があるとすれば、早急に審査基準の在り方を見直し改定を行うべきである。
- ・ 裁判所における有効性の判断は、グローバルな制度調和の動向にも大きな影響を与えることから、裁判所間でも国際的な連携を深める取り組みが促進されることが必要と考える。各種専門委員会における判断基準の調査研究には、国際調和の項目が必ず考慮されることを期待する。
- ・ 裁判所と特許庁の連携関係、審査のインフラについては、他庁におけるしくみも参考にして、取り組みをすすめるべき。(例えば、EPO 内において独立組織の運用をとっている Board of Appeal と審査部の連携の関係、非特許文献についての検索システムなど。)

④ ノウハウ等の適切な管理（意図せざる技術流出の防止）

～視点 2：不正競争防止法に基づく意図せざる技術流出防止の為の規制は、実効的に機能しているか？～

我が国の国際競争力を維持・発展し続けていく上で、激化する市場競争において、いかに迅速に自社の強みを発揮できるかが勝敗を左右することになる。知的財産の管理という視点からも、発明・創作の権利化による知的財産権としての保護同様、ノウハウ等の営業秘密の適正な保護の重要性が一層増している。また、他社と知的資産の共有化を図ることにより、研究開発を進めるいわゆるオープン・イノベーションの推進が重要であるとされているが、こうした動きを実効的なものにするためには、情報の意図せざる伝播・流出を恐れることなく知的財産を他者と共有できるような環境整備を図る必要がある。

この点、24 頁の「⑤ ノウハウ等の適切な管理 (i) 施策の成果に対する評価」における視点 2 において、「現在の不正競争防止法における営業秘密侵害罪では、その構成要件が極めて限定的であり、技術流出防止のための抑止力としては、その実効性に不十分である」との指摘、特に同視点 2 に挙げられた現在の不正競争防止法の営業秘密侵害罪に対する 3 つの問題点が挙げられているが、まさにそうした限界は企業実務の中で痛感しているところである。

かかる問題提起については、不正競争防止法の改正も含めた対策に期待するところ大であるが、とりわけ問題点③については、不正競争防止法による営業秘密保護に関し、民事訴訟においては訴訟手続過程において侵害された営業秘密が公開されない措置が設けられているにもかかわらず、刑事手続にはこうした規定が存在しないところに、かかる刑事訴訟による救済措置の実効性の向上を阻害する要因がある。

すなわち、営業秘密を盗られた企業は、犯人を特定し刑事告訴しようとしても、ライバル企業の社員を含む傍聴人が着席している可能性がある法廷で自社の重要な営業秘密が公開されることを恐れ、躊躇することになる。不正競争防止法の営業秘密侵害罪の範囲と刑罰がいかに整備されても、肝心の営業秘密が刑事裁判の法廷で公開されてしまうのでは、営業秘密を本当に保護しているとはいえない。

現在、産業構造審議会知的財産部会「技術情報の保護等の在り方に関する小委員会」において、これらの問題について、法的措置も含めて抜本的な改善案を検討中であると伺っており、その可及的速やかな実現に大いに期待している。

～視点3：海外における意図せざる技術流出防止に対して、 十分な措置が講じられているか？～

ノウハウ保護については、日本だけの保護ではなく、グローバルな視点も必須であり、特に先使用权の円滑な利用が実現していないという点を実感するものである。技術ノウハウについては、不必要な出願を抑制し、ノウハウの流出を防ぐ制度として、過去から先使用权の活用による保護が議論されているが、日本国内だけの先使用权を強化しても意味がなく、中国、アジアを含めた国々とも同じ先使用权の制度を共有しなければ実効的な意味をなさない。本件に関しても、日本との制度調和が推進されることを強く期待するものである。

（2）模倣品・海賊版対策の強化

① 外国における対策

～視点1：侵害発生国・地域に対する働きかけ～

中国を中心とする制度改善や取り締まり強化に係わる働きかけは、国際知的財産保護フォーラムなどの官民連携の取り組みや、在外公館等の支援機能強化などによりかなりの成果が出たことは大いに評価する。一方で、継続的且つ被害企業に多大な費用負担を強いる構造を抜本的に解消する対策とはなっていない。企業における模倣対策実施率が減少しているのも、単に企業としての模倣対策への意識が低いだけでなく、一時は制度改正や運用改善により期待の高まった中国の模倣対策効果に対し焦燥感が高まり、いつ終わるともない模倣対策活動とそれにかかる費用負担による疲弊の現れともいえる。

中国での模倣対策が一定の成果を上げた裏には、権利者が被害実態を把握し、販売経路から流通、製造元までを特定する為に、莫大な費用を調査会社に費やし、その結果、すべての証拠をそろえ当局に提出して初めて実現したものである。単一企業での取り組みではこのような活動の維持・継続が困難な為、同業他社との協働調査・摘発や業界・異業種連携など様々な工夫を重ねているが、限界がある。今後は、行政・警察など取り締まり機関による捜査、尋問による供給元特定など、権利者の費用・労力などを含む負担を軽減する為の、法改正などの実現により、継続的な活動を可能足らしめる交渉が必要と考える。

- ・ 侵害状況調査制度の普及促進：

これまで「香港における日本企業の商標を含んだ商号の不正登記」の一件のみが利用実績となっている。パナソニックも当該調査申し立ての当事者として、関係省庁をまたがる法制度調査並びに香港政庁との交渉につながり、一定の成果を得たことを高く評価している。

一方で、「外国政府の制度や運用上の問題により、我が国企業等の知的財産権が適切に保護されない場合」という条件が各被害事例においてどのように適用されるかが不明確であることが、本制度の本格利用につながっていない現状を招いているのではないかと懸念する。すなわち、前述の条件を満たすことを示す程度に十分な情報と証拠を持って、各被害企業が個別取り組み・法制度調査・運用上の問題点を浮き彫りにしなければならないことにより、申し立て以前にあきらめてしまうという現象がおこっているのではないかと。勿論、被害企業としての実態把握、一定の自助努力は前提であるが、本調査制度で取り上げられる為に必要な要件を定義・公開し、間口を広げ、事例・類型を増やすことが利用促進につながると考える。

～視点2：多国間協議～

模倣品が製造元で根絶できず、世界中に流通する実態において、日本が主導的立場を取り積極的推進を図っている ACTA の早期締結には期待するもの大である。

一方で、これまでの ACTA 条約の実現に向けて論議されてきた、いわゆる「知的財産権の保護に関心の高い国々」は、おのずと模倣被害を受ける先進国中心であり、抜本的に拡散防止を実効せしめる為には、製造国や経由国が適用されなければならない。特に、経由国は、いわゆるハブとして貿易が活発な地域であることが多く（香港、シンガポール、UAE など）、トランジット貨物を抑えることができないため模倣被害の拡散を防止できなかったり、知的財産権の税関登録制度を有する国でも、差し止め実績がほとんどない国も散見される。特に経由地においては、迅速な貨物流通を止めてまで知的財産侵害品を差し止めるインセンティブ（動機付け）がないと、ACTA への参画や取り締まり実績の創出は期待できないことを懸念する。この点について、国際社会参画の前提条件としての知的財産保護の観点と、国益に資するインセンティブの

両面での施策が論議されるべきと考える。

～視点3：国民への啓発活動～

これまでも実施された若年期からの知的財産尊重の意識醸成は継続的に実施されるべきではあるが、特別世論調査に現れる模倣品・海賊版購入容認意識はこれだけでは根絶しないのではないかと考える。

模倣品と知りながら購入してしまう行動、またそれを正当化する心理は、人間を「性弱説」に立ち考えれば、購買者に対しては、市場にかかる模倣品を流通させないこと、そして生産・流通業者に対しては、模倣品事業にうまみがない（儲からない、リスクが大きい）ことを知らしめることが重要である。すなわち、「買わない」意識付けも長期視点で大切であるが、「買ってしまいそうになる商品を目の前に流通させない」視点で、模倣品・海賊版の製造・販売を断つことが重要であり、顧客保護の観点からの企業努力（模倣品排除活動）、模倣品が使えなくなるような技術開発により消費者の目に模倣品を触れさせない努力が必要である。又、生産・流通業者に模倣品事業をあきらめさせる為に、他人の名声にフリーライドした安直な事業が結果的には適正な産業振興を阻害することを理解させる啓蒙活動（対外政府）や処罰・取締りの強化などの複合的な施策が必要と考える。

又、企業における模倣対策活動は、継続活動に最大の効果があり、短期的に巨額の費用を投じて、それで中断してしまえば、模倣業者の活動再開を招くこととなる。たとえ少額であっても「あせらず、あきらめず」継続的に活動することが重要であり、こうした企業活動の姿勢（顧客保護、CSR、知財尊重）が評価される風土の形成、経営者層の啓蒙が重要であると考えられる。

以上